

令和5年3月15日

厚生労働省

保険局長 伊原 和人 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 ト シ 子



令和6年度診療報酬改定に係る予算確保に関する要望書

新型コロナウイルス感染症への対応等により、看護職員の役割や確保が改めて重要視され、看護職員の処遇改善として令和4年2月～9月まで看護職員等処遇改善補助金事業が行われました。地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関 2720施設に勤務する看護職員（約 57 万人）に対し、賃金引上げのための措置が講じられました。その後、令和4年度診療報酬改定で「看護職員処遇改善評価料」が新設されましたが、対象医療機関は変わっていません。

就業中の看護職員は約 168 万人であり、看護職員処遇改善評価料の対象とならなかった看護職員は約 100 万人おります。これらの看護職員は、コロナ禍にあって、安心・安全な医療提供のために日々努力し、各医療機能に応じた役割と責任を果たしています。

また、今回処遇改善の対象とならなかった領域は、ポスト 2025 年の超高齢社会において地域包括ケアシステムの水平的連携を支える大変重要な領域です。2040 年に向かって必要な看護職員数を確保するためにも、その業務の量と責任に見合った処遇が不可欠です。

令和6年度予算案等の編成にあたっては、すべての看護職員の処遇改善が可能となるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

「看護職員処遇改善評価料」対象拡大のための予算確保